

江南厚生病院院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

1) 基本事項

院外処方せんに係る疑義照会、確認事項等の処方医への照会・確認において、保険薬局での患者の待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、下記第 3 項の①から⑤において、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への直接確認を不要とする。

但し、当院は一般名処方のため下記第 3 項に記す「問い合わせ簡素化プロトコル」に該当しない内容については一般名処方のルールに準拠し、必要に応じて疑義照会を行うこととする。

2) 手順

- i. 本紙第 1 から 3 項に記載されている内容を確認する。
- ii. 「江南厚生病院院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書」を 2 部印刷し、保険薬局名および住所・代表者名を記入する。
- iii. 記入した合意書 2 部を江南厚生病院薬剤部へ郵送する。
- iv. 当院で合意書を完成させ、1 部を保険薬局用として返送する。
- v. 保険薬局は合意書を受領後、本プロトコルに基づいた運用を開始する。
- vi. 取り交わした保険薬局において本プロトコルを実施する際は、下記第 3 項の問い合わせ不要の項目①から⑤に該当するものについて以下の vii～viii の手順とする。
- vii. 項目①から⑤に該当する処方の場合は患者より同意を得たうえで問い合わせを簡素化し、処方内容を変更して処方箋調剤を実施する。**特に金額や服用方法の変更が発生する場合には、必ず服用方法や金額差等を説明・理解を得て同意を取得する。**
- viii. 処方箋調剤後、処方箋の変更内容について、その日のうちに院外処方箋の記載欄に適応したプロトコル内容を記載し、【当院 薬剤部】へ FAX にて報告する。

○送付先

〒483-8704

愛知県江南市高屋町大松原 137 番地

FAX : 0587-51-3337

3) 問い合わせ簡素化項目（麻薬・抗腫瘍剤は除く）

① 類似する別剤形・別規格に関する項目

		先発医薬品					後発医薬品				
		同一銘柄	別銘柄		類似する 別剤形		同一銘柄	別銘柄		類似する 別剤形	
		同一剤形	同一剤形	同一剤形			同一剤形	同一剤形	同一剤形		
		同一規格	同一規格	別規格	同一規格	別規格	同一規格	同一規格	別規格	同一規格	別規格
一般名処方 ルール	内服	○	×	×	×		○	△	△	△	
	内服以外	○	×	×	×		○	△	×	×	
プロトコル 適応後	内服	○	簡素化	簡素化	簡素化		○	簡素化	簡素化	簡素化	
	内服以外	○	簡素化	×	×		○	簡素化	×	×	

○：調剤可 △：先発品の薬剤料と比較 ×：疑義照会必要 簡素化：簡素化プロトコル

② 服薬支援・管理上、調剤に工夫が必要な場合

○一包化の入力

一包化指示のない処方箋において、「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由に一包化調剤を行うこと。ただし、調剤報酬を伴う場合には「心身の特性による錠剤等を直接包装から取り出して服用することが困難な場合」または「多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止する」の理由による場合が対象である。

※コメントに一包化不可とある場合は除く。

○経腸栄養剤の各種フレーバーの選択

○吸入補助器具の追加・変更

③ 湿布薬での包装規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）

例：モーラスパップ 30mg（7 枚入り）× 6 袋 →
モーラスパップ 30mg（6 枚入り）× 7 袋

④ ビスホスホネート製剤の週 1 回あるいは月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合のみ可。適応疾患により連日服用する場合があるため、適応疾患の確認は必須とする。）

例：（他の処方薬が 14 日分処方の時）
アクトネル錠 17.5mg（週 1 回製剤） 1 錠 分 1 起床時 14 日分 → 2 日分

⑤ 添付文書上の用法が規定された、当院が指定する薬品における用法違いの取り扱い。（添付文書上の用法とする）

当院が指定する薬品についてはホームページ上にある「簡素化プロトコル対象薬品」一覧を参照